

「〇 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針」 新旧対照表

「長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針」（新）	「長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針」（旧）
1 一般的事項 (1) 総合評価落札方式（標準型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、<u>長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱</u>、<u>政府調達に関する苦情の処理手続</u>、<u>長崎県建設工事苦情処理手続要綱</u>、<u>工事費内訳書取扱要領</u>及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続によるものとする。 <u>この場合、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定する「入札時VE対象工事」とあるのは「総合評価落札方式（標準型）」と、「VE検討委員会」とあるのは「総合評価審査委員会」と、「VE提案」とあるのは「技術提案等」と読み替えるものとする。</u> <u>また、長崎県建設工事苦情処理手続要綱別表中、「VE提案に基づく入札」とあるのは「総合評価落札方式（標準型）」に基づく技術提案等の全部又は一部」と読み替えるものとする。</u> (2) 企業の技術力及び技術提案（以下「技術力等」という。）に係る技術的要件における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）並びに落札者決定基準については、入札公告及び入札説明書等において明らかにするものとする。 (3) 契約担任者は、要求要件を仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）において定める場合及び企業の技術力等に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を総合評価に関する書類（以下「総合評価説明書」という。）において定める場合にあっては、入札公告の一部として配布するものとする。 2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）により入札を実施しようとするとき及び落札者を仮決定しようとするときは、事前に「実施対象工事の適否」	1 一般的事項 (1) 総合評価落札方式（標準型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、<u>長崎県建設工事電子入札実施要綱</u>、<u>長崎県建設工事苦情処理手続要綱</u>及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続によるものとする。 <u>また、総合評価落札方式（標準型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定するVE対象工事とし、VE検討委員会は総合評価審査委員会、VE提案は技術提案と読み替えるものとする。</u> <u>さらに、長崎県建設工事苦情処理手続要綱においては、VE提案を技術提案と読み替えるものとする。</u> (2) 企業の技術力及び技術提案（以下「技術力等」という。）に係る技術的要件における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）並びに落札者決定基準については、入札公告及び入札説明書等において明らかにするものとする。 (3) 契約担任者は、要求要件を仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）において定める場合及び企業の技術力等に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を総合評価に関する書類（以下「総合評価説明書」という。）において定める場合にあっては、入札公告の一部として配布するものとする。 2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）により入札を実施しようとするとき及び落札者を仮決定しようとするときは、事前に「実施対象工事の適否」

及び「落れ者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。以下同じ。）に提出するものとする。また、「落れ者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会に提出できるものとする。

(2) 関係部の長は、契約担任者より (1) の提出を受けたときは、速やかに関係部で定めた総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）に「実施対象工事の適否」及び「落れ者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については様式4-1号により意見を聴取しなければならない。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。

(3) 関係部の長は、(2) による意見を速やかに契約担任者に様式1-1号あるいは様式4-1号により回答するものとする。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。

3 (略)

4 評価基準

(1) 評価基準は、企業の技術力等に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下「評価項目等」という。）とする。
(2) ～ (6) (略)

5 (略)

及び「落れ者決定基準」については様式1-1号において、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による）に提出するものとする。また、設計金額5億円以上の工事で「落れ者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会に提出できるものとする。

(2) 部長は、契約担任者より (1) の提出を受けたときは、速やかに関係部で定めた総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）に「実施対象工事の適否」及び「落れ者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については様式4-1号により意見を聴取しなければならない。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。

(3) 部長は、(2) による意見を速やかに契約担任者に様式1-1号あるいは様式4-1号により回答するものとする。

なお、「入札に参加しようとする者の技術力等」などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。

3 (略)

4 評価基準

(1) 評価基準は、企業の技術力等に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下「評価項目等」という。）とする。
(2) ～ (6) (略)

5 (略)

6 技術提案等の採否に対する説明 ア 技術提案等の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札参加者による要領8の規定による書面については、<u>長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき適切に対応するものとする。</u> イ <u>政府調達に関する苦情の処理手続に基づき対応することもできる。</u>	6 技術提案の採否に対する説明 ア <u>企業の技術力等の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札参加者による要領8による書面については長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき適切に対応するものとする。</u> イ <u>長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき対応する場合には、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）を回答できるものとする。</u>
7 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号とともに、本運用指針に定める様式4号を使用するものとする。 ただし、技術提案等（要領7の通知で採用されたもののみを記載。）は要領9に基づき提出するものとする。	7 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号とともに、本運用指針に定める様式4号を使用するものとする。 ただし、<u>電子入札対象工事の場合は、長崎県電子入札実施要綱（平成20年19建企第601号）（以下、「電子要綱」という。）第15条又は第28条の規定に基づき入札書を提出するものとし、技術提案（要領7の通知で採用されたもののみを記載。）は要領9に基づき提出するものとする。</u>
8 開札 入札執行者は<u>改札の後</u>「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。 ア 全入札参加者の業者名及び応札金額（<u>予定価格超過者及び金額、無効入札者及び理由、落札候補者及び入札価格が高い者から順に</u>） イ <u>落札候補者について、総合評価を実施し、落札者を決定する。</u> ウ ランダム係数、予定価格及び低入札調査基準価格（特定調達契約等）。 エ 低入札調査対象者及び履行能力確認調査対象者に、入札公告等に記載された内容の調査票の提出（入札日の翌日から7日以内（休日含む））。 オ その他必要な事項（談合情報や不自然な入札結果の場合にはその旨）。	8 開札 入札執行者は「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものが、<u>電子入札対象工事の場合は、開札後、電子入札システムにより以下の事項を記載した保留通知書を入札参加者に送付するものとする。</u> ア 全入札参加者の業者名及び応札金額 イ <u>ランダム係数、予定価格及び最低制限価格（特定調達契約等を除く。）又は低入札調査基準価格（特定調達契約等）。</u> ウ <u>予定価格及び最低制限価格の範囲内の者（特定調達契約等を除く。）又は予定価格以下の者（特定調達契約等）について総合評価を実施する。</u> エ <u>落札仮決定者は、入札を執行したかの長の承認を得て決定する。</u>
9 落札候補者がいない場合の取扱い 落札候補者がいない場合は入札不調とし、当該入札にかかると設計書は廃工とする。	9 落札候補者がいない場合の取扱い 落札候補者がいない場合は入札不調とし、当該入札にかかると設計書は廃工とする。

この場合、入札参加参加者名、入札価格、ランダム係数、予定価格及び低入札調査価格は公表しない。

9の2 落札決定

- (1) 契約担任者は、要領13により落札者が仮決定した場合は、様式5号により落札仮決定者に通知する。
- (2) 落札仮決定者は、要領13の2(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。
- (3) 要領13の2(7)に定める通知は、落札者には様式7号、その他の入札参加者には様式8号により行う。

10 落札結果の公表

入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。

11 価格以外の評価内容の担保

- (1) 落札者の提示した技術提案等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。
 - (2) 工事の監督、検査に当たっては、評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとする。
 - (3) (2)において評価した技術提案等の内容を満たしていない場合に、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする旨及び仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評定の減点対象とする旨を入札公告等において明らかにし、契約図書に記載するものとする。
- なお、再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約図書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。

12 施行期日

この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。
この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。

9の2 落札決定

- (1) 契約担任者は、要領13により落札者が仮決定した場合は、様式5号により落札仮決定者に通知する。
- (2) 落札仮決定者は、要領13の2(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。

10 落札結果の公表

- (1) 要領15(1)に定める通知は、落札者には様式7号、その他の入札参加者には様式8号により行う。
- (2) 入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。

11 価格以外の評価内容の担保

- (1) 落札者の提示した技術提案については、全て契約図書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。
 - (2) 工事の監督、検査に当たっては、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認するものとする。
 - (3) (2)において評価した技術提案の内容を満たしていない場合に、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする旨及び仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評定の減点対象とする旨を入札公告等において明らかにし、契約図書に記載するものとする。
- なお、再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約図書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。

12 施行期日

この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。
この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。

この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。
この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。
この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。
この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。
この運用指針は、平成22年9月1日から施行する。

この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。
この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。
この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。
この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。